THE GAME MACHINE

発行所
日本出版企画制作株式会社
大阪市北区木幡町45 アドビル 401号
〒530 電話 06（314）1458(代)
東京支社 東京都渋谷区渋谷3-6-18 **ビル 4F
〒150 電話 03（407）7638
郵便振替 大阪 41959
年間購読料（送料共）7,200円

ひと月で昨年実績を超す

ゲーム機とばく犯 取締強化の成果公表 警察庁

警察庁が全国の警察本部に指示して行なわれた、ゲーム機とばくの一斉取締りは二月を中心をするものであったが、その一カ月間で昨年を上回る成果のあることがわかった。

摘発されたゲーム場73軒

ゲーム機を用いたとばく犯は、実際のところ、ギャンブル狂による家庭不和・破壊、青少年の非行化、暴力団の資本源など、およそよろしくない事態を招いているところから、またその程度が著しいところから、警察庁では類例のない取締り態勢をとり、さる二月一日から約一カ月間、取締りを強化した。

全国一斉の「取締月間」で、三月五日までの集計が進行していたが、下のとおりの結果が発表された。五日までというのは、二月中に手がけられていて、三月に持込まれたぶんを含むということ。その結果、検挙総数は六百六十六営業所、七百二十九件、二千七百七十四人、押収機具は千六百九十台となった。

昨年一年間では八百七十九営業所、千二十九件、三千十七人、押収機具千六百四十九台だから、昨年一年分の営業所数で七十五パーセント、件数で七十一パーセント、人員で九十二パーセント、押収機具台数で百三パーセントを、約一カ月間で検挙したことになる。これは、たんに違法営業者が増加したためだけでなく、取締の姿勢が一段と強くなったことを示している。

集計結果による営業所の業態で、ゲーム場が七十三軒と、全体の十一パーセントになって比較的少ないようだが、他の業態がほとんど単品ロケーションである点を考えれば、違法ゲーム場が与える影響はきわめて大きい。また昨年摘発を受けたゲーム場が二十六軒で全体の二・九パーセントであったことと比べると、違法ゲーム場は、たしかに飛躍的に増加してきていると言える。

とばく遊技機手入 客ら

押収する係官（浪速区湊町の「ジョイ」で、12日午前2時25分）

販売・リース業者に打撃

ここで取締法令について、少し触れておく必要があろう。単純とばく犯は刑法百八十五条、常習とばく犯は刑法百八十六条第一項、とばく開張図利は同第二項であり、風営法違反はこの場合風俗営業等取締法第二条などをもとにしている。それぞれ、犯罪であることにちがいはないが、種類によって、あとの処罰など取扱いが違ってくる。

とばくに用われたゲーム機を販売もしくはリースしていた業者は、この種の犯罪の元凶ともなっているが、計二百二十三人も検挙されたところから、この取締月間によって大打撃を与えられたはずである。

取締月間で押収されたゲーム機の内容については大きく分けて——

スロットマシンなどの回胴式のもの＝六百六十六台

ダービーなど電光点滅式のもの＝五百十六台

ロタミントなど回転式のもの＝三十六台

その他、クレーン、ビンゴ、ルーレットなど上記以外のもの＝四百七十二台

となっている。分類にはむつかしいところがあるように見えるが、スロットマシンがやはりトップになっている。

犯罪を犯さぬよう、ゲーム機取扱業者は身を正す必要があろう。

説明会に多数出席 JAA

全日本遊園協会（略称JAA）主催による「説明会」は、四月二日、東京において多数の出席を得て開催され、成功裡に終った。

出席は約六十名で、同協会会員のほか非会員の出席も相当あり、同協会としては例を見ない催しだけに、大きな成果があったものと見られている。

【二・四・五面に関連記事】

ギャンブル機具による賭博事犯検挙状況

（昭50.2.1～3.5）

業者別 ＼ 法令別／件数人員等別		刑法 賭博開張図利 件数	人員	営業所数	押収台数	刑法 常習賭博 件数	人員	営業所数	押収台数	刑法 単純賭博 件数	人員	営業所数	押収台数	風営法違反 件数	人員	営業所数	押収台数	合計 件数	人員	営業所数	押収台数
販売業者		1	1			2	18				2							3	21		
リース業者		2	7		25	60	168		143	4	27		4					66	202		172
設置業者	風俗営業					5	8	6	6		1	1	1	10	12	10	7	15	21	17	14
設置業者	喫茶店	4	6	3	7	192	267	207	278	26	36	26	31	4	3	4	5	226	312	240	321
設置業者	酒場等					4	5	5	8	1	1	1	1					5	6	6	9
設置業者	スナック	2	2	3	3	140	185	'146	228	31	23	16	27	30	32	30	32	203	242	195	290
設置業者	ドライブイン	6	10	6	18	28	42	35	65	14	20	14	24	3	2	3	2	51	74	58	109
設置業者	旅館・ホテル					1	2	2	12									1	2	2	12
設置業者	ゲームセンター	1	10	1	1	73	237	72	670									74	247	73	671
設置業者	その他	2	3	2	5	54	99	62	74	13	10	10	12	1	1	1	1	70	113	75	92
賭客										15	1,534							15	1,534		
合計		18	39	15	59	559	1,031	535	1,484	104	1,654	68	100	48	50	48	47	(1,027) 729	(3,017) 2,774	(879) 666	(1,649) 1,690

（注）1 風営法違反の違反態様は、無許可7号（遊技場）営事および善良の風俗を害する設備をした違反である。
2 設置業者欄の「その他」は、食堂、レストラン、ガソリンスタンド等である。
3 合計欄の（ ）内の数字は、昨年1年間における検挙数である。

今後拡大する重要課題に聞入る

JAA主催　健全娯楽・物品税の説明会

必要になる正確な知識

四月二日一時より東京八重州北口にある鉄道会館ルビーホールにおいて、全日本遊園協会主催による「健全娯楽推進・物品税改正についての説明会」が開催され、約四時間、集まった六十人の出席者は熱心に耳を傾け、講演後の質疑応答も活発に行なわれた。

同協会（事務局＝東京都渋谷区渋谷三の六の十八、荻津ビル、遠藤嘉一会長、会員数百三十社）は、メダルゲーム関係も多数加入しているが、この「説明会」には会員以外の出席もかなりあり、人数としては合計約六十人となった。

この催しは、そもそもスロットマシンにかかる物品税の取扱い改正が、この四月一日から実施されることからきている。今まで物品税のかからなかったゲーム機までかかることになったのは、昨年八月の基本通達改正によるが、ちょうど実施時点で説明会が開催されたことになる。

次に今年二月に実施された、ゲーム機を使ったとばく取締強化月間が挙げられる。この「取締月間」は類を見ないもので、画期的な内容となった。これを機会に、取締りの方向はかなり明確なものとして、打出された。その点でも、業者は確認する必要があったわけだ。

同協会の活動としては遊園地施設の検査、機関誌の発行のほか、関係官庁との接衝などが主で、こういった「説明会」形式の活動は、めずらしいと言える。会の案内も、メダルゲーム協議会や日本娯楽機械オペレーター協同組合の構成員に対しても出され、広範にメンバーを集めたことになる。

講演は第一部、第二部にわかれ、警察庁ならびに国税庁から講師を招き、それぞれのテーマにそって進められた。その要旨は本号四めん、五めんのとおりである（なお、文章責任は本紙編集部）。ただ、警察庁の内田氏は時間の制約があったため、後の部分を同庁の中野啓次郎事務官が担当した。

物品税の課税品目にあたっているスロットマシンとはいかなるものか、どこまでかかるのか、という疑問が残っている面もあったが、あとでいつでも問合せに応じてくれることが、第二部の講演では強調された。

警察庁の内田氏㊤と中野氏

写真㊨＝国税庁の江川氏。写真㊤は熱心に聞入る出席者。

お知らせ　と　お願い

本号は特集号につき、通常の二倍頁とし、第21・22合併号といたします。

なお、本紙は新聞の中立、正確、速報性を確立する方向て鋭意努力いたしております。本号で主な内容となりました「説明会」の記事はもとより、紙面に掲げる報道内容は、すべて「ゲームマシン」編集部ならびに日本出版企画制作㈱が責任を負うわけでございます。取材態勢など微弱で不十分ですが、右の趣旨をくみとり次の点でご協力下さいますよう、関係各位にお願い申し上げる次第です。

①　ニュースを的確にすばやく本紙編集部までお届け下さい。

②　本紙に対するご意見・ご批判をお寄せ下さい。とくにご批判は、具体的、かつ意味のあるものをお願いします。

大阪営業所尼崎へ移転　ホープ

小型乗物、小型自動車などの娯楽機械メーカーである㈱ホープ（本社＝川崎市中原区今井上町五十、資本金五千二百万円、小野定良社長）では、三月十六日以後、大阪営業所を現在の吹田市から尼崎市へ移転した。新しい大阪営業所の住所などは次のとおり。

㈱ホープ大阪営業所、尼崎市水堂町三丁目一の二十一、中塚ビル三階。☎（仮）〇六（四三六）五四六一。

住所変更

西部リース㈱　静岡市下川原五一四の一。

海外だより

サイパン島（マリアナ諸島）でスロットギャンブル流行

海外の新聞によると、太平洋上のいくつかの島でスロットマシンなどによるギャンブリングが、いわばブームといわれるほど盛んであると言う。その島というのは、むかし旧日本軍が占領していた島で、戦後は国連のもとに米国が統治しているサイパン島である。位置はグアム島から少し北にあたるところ。

マリアナ諸島のひとつであるこのサイパン島で、今、「片腕のギャング」の回転音が、すみやかに風や海の音にとってかわりつつある、とその新聞は伝えている。

すでにスロットマシンは、サイパンのあらゆるホテルのロビー、ナイトクラブ、ボウリング場にとりつけられている。そして、世界最大のギャンブリング勢力は、カジノ式ギャンブルを持ち込むことによって、ここを大平洋のラスベガスにしようとしているのだ。

この島を外部にむかって開放する、ということは、統治している米国にとって、事実上、政策を変えたということになる。つまり、米国の軍隊を外国から自分たちの基地へ移動し、また太平洋上で米国の利益をあげかつ守るために、ドルをたくさん使わせるよう求めたニクソン・ドクトリンに従って、こういう政策となったわけである。

これと呼応して、米国はまず、道路と空港を建設したり便宜を図るために、建設や技術を担当する軍隊を配置、米国の有名な事業家たちによる旅行のための費用を出し、外国―とくに日本―の旅行客を対象とするホテルやカジノや旅行社の投資する道を開いた。

たとえば百八十五室もあるサイパン・コンチネンタルホテルは、海辺の七階建てで、米国政府から借りた土地に、コンチネンタル航空が新たに建てたホテル。そのお隣りには、パンナム国際ホテルの傘下にあるホテルがある。こうしてサイパンでは、太平洋の二大観光地であるグアム、マニラの約半分くらいの客室を持つことになった。

許可は時間の問題

今年はサイパン空港が完成する予定なので、旅行客（昨年は約一万人）も飛躍的に増えると見込まれている。だが、ギャンブリングがこの島で本格化すれば、もっとすごいことになるだろうと言われるわけだ。

もっともカジノ式ギャンブリングはまだ公式に許可されていない。が、コンチネンタルのアシスタント・マネージャーであるロバート・ライ氏は「許可はきっとおりる。それは時間の問題だ」と語ったそうである。新しいホテルの広いロビーは、明らかに、ゲームテーブルを収容するようにデザインされている。また、長いあいだネバダ州でギャンブリング興業主をしてきたアーニイ・スミス氏も、すでにホテルを接収したとのことである。

スロットマシンについては、昨年五月のサイパン市議会で公認されているが、それ以来、世界最大のスロットマシンのメーカーであるバリー社など、少くとも四社が、この島で、完全なギャンブリングを行えるよう圧力を加えているらしい。

ところが、バリー会社はオーストラリアから締め出され、カリブ海でも法に反する行為をしているらしいが、このマリアナ諸島でも、いわゆる暗黒街とつきあいがあるという理由で、公式にはマリアナ議会から反対されているという話。

軍隊との関連が大

これらすべての出来事は、CIA級のゲリラ訓練キャンプで八千人もの台湾兵が行き来するのをかくすために、車の窓を黒く塗りつぶしたり、空港をカモフラージュしたりした、あの島で起っていることなのである。

そして島を開放していくには、軍隊との取り決めが第一に大切なことである。つまり、ラスベガスとしてのサイパンが成功するには、たんに旅行客の増加によってのみならず、すぐ近くのテニアン島に新しく三億ドルの軍事基地を建設するようペンタゴンが努力して成就することによっても、なりたつほどなのである。そうすれば、お隣りのテニアン島から、わんさとお客さん（GI）がやってくるというわけだ。

いずれにせよ大平洋上では、ギャンブリングをめぐって、まだまだ微妙な動きが見られそうである。＊

スロットは全面禁止

ベルギー政府による新法

ベルギーはスロットマシンなどゲーム機の大手市場であったが、今年からそれらのオペレーションは全面禁止にはった。問題はその内容だが、ベルギーにおけるコインマシンのオペート法に関する法律は、スロットマシンをすべて禁止した。それでもフリッパーとビンゴゲーム機などは、許可されている。

なおその際、ビンゴゲーム機は一箇所に二台という制約を受け、また二フラン以上プレイしてはならない、とされている。

アーケードゲーム機はほとんどすべての機種がOKで、アーケードはもとより催し会場でもオペレートしてよいが、喫茶店などではしてはならない。また、アップライト型（直立型）のゲームは許可リストにはないが、このようにことさら言及されていないゲーム機については、関係官庁が考慮するものとされている。つまりその場合、オペレートしてよいかどうか、は関係官庁の判断を待つしかないわけである。＊

バリー社に販売許可

米国、ネバダ州ゲーム業協会

ネバダ州ゲーム業協会（ゲーミング・コミッション）は、バリー社に対して、ネバダ州内でギャンブル用機械を販売してよい、という許可を与えた。この許可は三年間有効ではあるが、毎年、重ねて認可を受けねばならないという。

現在ネバダ州内では、バリー社が州内のスロットマシンの約九割を供給してきているが、こうしたゲーム機の取扱いをいっそう適切なものとするため、ネバダ州ゲーム業協会がある程度の責任を引受けることになったわけだ。

そのため、この許可を与えるに当って同協会は、少なくとも次のような条件をつけた。すなわち、バリー社はスカンジナビアにおけるミニ・カジノのオペレーションを手離すこと。六カ月以内に、同社の海外でのオペレート歩合を固定賃貸料に変更すること。ディストリビューションシップ協定のひとつをキャンセルすること。そして、こうした"撤退"を完成させるために、私的な投資となった千二百万ドルの債券を返済すること――などである。

これらの条件は、しかしながら、同社にとってたいしたものではなく、むしろ条件をのんで同協会にある程度の責任を引受けてもらうほうがいい、ということが、結果として言える。

また許可のあとバリー社は、同社のネバダ州内のディストリビューターである子会社を吸収することを認められている。

JAA主催「説明会」での講演——①健全娯楽の推進について

厳重になるとばく犯取締
望ましい「運営基準」厳守

内田博氏（警察庁刑事局保安部 防犯少年課課長補佐警視）による講演要旨

メダルゲームなどについての問題点を述べていきますが、警告的な内容になる点、あらかじめご了解願います。

最近ギャンブルブームが非常に高まっております。これは数年来の高度経済成長が生んだとも言えるし、また不景気によるものとも言えます。競馬、麻雀などそういった現象が顕著です。

それらに加うるのがギャンブル機具による営業ですが、本日お集りの方が経営されているゲーム場では、そういったことはないと思っております。おそらく、それ以外のところで、ギャンブル機具によるとばく犯が行なわれている。ということだと思います。

メダルゲーム場については、当方の調査で、昨年八月末で全国に八百七軒あることが判明。昨年二月では百軒ぐらいでしたから、半年で八倍という、すさまじい増加ぶりでした。その後は千軒を越し、千五百軒近くあろうかと見ております。

そういったゲーム場の中に、メダルを公然と現金に換える業者も出てきて、昨年来、警察本部で取締を強化してきましたが、今年二月には、ギャンブル機具によるとばく犯について、全国の警察本部の総力を傾注した、「取締月間」を実施しました。なお、こうした全国いっせいの取締りはそういう例のないものであり、いかに重大な取締りであるかはわかっていただけるかと存じます。

ありえぬ風営許可

風俗秩序を害することははなはだしく、世論もこうしたギャンブルを大いに責めてきております。当局は、従って重大な決意の上に立ってこの「取締月間」を実施したわけです。その集計結果は資料（本紙一めん参照）にあるとおりです。

ギャンブル機具によるとばく犯の実情から言えることは、まず青少年の悪の温床になっている点です。その次に大きな問題は、暴力団の資金源になっている点で、暴力団が営業している場合のほか、営業者が暴力団に献金している例があります。もうひとつ、家庭悲劇を招いている点があり、借金してまでこういったギャンブルに熱中し、返済できず蒸発した例もあります。

取締りの一方で、最近できているのが、輸入制限の問題です。大蔵省からの回答について、機械が悪いか人間が悪いかと言われた、と新聞は報道しておりますが、警察庁の考えは、どちらが悪いということではなく、営業者が悪い、という認識です。現金を直接用いる機械をとばくで営業する営業者。また、直接現金が賭けられることのないメダルゲーム場において、メダルを現金に換金する営業者、または従業員——そういった者が悪いわけです。

またあるところで、これらの機具をパチンコ並みに、つまり風俗営業の許可対象にしてもらおう、という動きがありました。しかし、警察庁の見解としては、これらの機械にはまず技術介入の余地がない、という点から、許可対象として認められない、ということです。この点、はっきりさせておく必要があろうか、と思います。

風営法の許可対象になる機械というのは、技術介入の余地がまずなければなりません。その他いくつかの条件を満せば、一時の娯楽に供するもの——少なくとも現在では千円以下なら景品を提供できる、という風俗営業第七号営業が可能になります。オリンピアゲームでは、これが認められておりますが、これは例外中の例外です。

輸入制限されるか

輸入制限の問題については、警察庁はギャンブル機具を水際でストップさせようと、大蔵省関税局に要望しておりますが、先日の新聞報道のとおり、輸入禁制品にはしないとの回答がありました。しかしその根拠は昨年十月のことですので、その後情勢の変化もあり、どう展開していくかについて断言できません。ただ、すぐに輸入禁止になることはなかろう、と言えます。

メダルゲームにつきましては、メダルゲーム協議会ならびに全日本遊園協会との話合いで、「メダルゲーム場運営基準」（本紙第15号に掲載）が作られております。業界の側から自主規制を行ない、違法営業をなくする、というもので、私どももたいへん助かります。どうかみなさんがたも、この運営基準に従ってやっていくよう、ご協力をお願いします。

【質疑応答】

—先日の取締りにおける犯罪はどのように区分されるか。

とばく罪でもっとも重いのはとばく開張図利で、たとえばルーレットで賭金のなん割を手数料、テラ銭として徴収するケース。次に常習とばくで、常習として継続してとばくが行なわれている場合。ギャンブル機具のリース業者、設置業者にこの例が多い。三つめが単純とばく。継続してとばくが行なわれていたことは立証できないが、とばくをしていたことはたしかである客など。いずれも、この種の犯罪の取扱いはきびしいものになっています。

ありうる風営違反

—ごく少額の景品が出る子供用の機械はどう扱われているか。

四十円までの景品、つまりガムとかキャラメルなら放任というかたちで認められています。この額については値上げの要望も開いておりますが、取扱いは従来どおりで、今後検討されるべき問題です。なお額は市価を基準にします。

—少額の景品でアイスクリームなどで、引換券を出すゲーム機はどうか。

引換券は準有価証券の機能をもつから、やめていただきたい。好ましくない。

—最近アーケードゲーム場にメダルゲーム機が入っている場合が多いようだが問題はないか。

そういうやりかたは自滅行為と言える。コーナーを別にして、子供はメダルゲームのほうへ出入できないようにして下さい。また、運営基準を厳守すること。（以下中野事務官による）

—風営許可対象のオリンピアゲーム機などを、アーケードゲーム場に設置した場合はどうか。

風俗営業をする場合は許可され得るということで、それ以外の営業は個々に見る必要があります。メダルを用いるゲーム機は子供に使わせないようすべきでしょう。なお、景品の提供がないと風営許可もいらないということではなく、原則的には射こう性のある娯楽営業は風営法に該当します。ただ遊戯料金があまり低額な場合、行政の段階で措置しているだけです。今回の取締りで、とばくに至らないが景品を提供していた風営法違反がありました。

JAA主催「説明会」での講演——②遊戯具の物品税法解説について

スロットマシンと物品税

江川治美氏（国税庁間税部 消費税課 物品税係長）による講演要旨

スロットマシン関係にかかる物品税の取扱いなどについて、以下ご説明します。

国税は大きく分けて直接税と間接税とがあり、物品税は間接税のひとつです。

間接税というのは、実質的に税を負担する人にかわって、法で定められた納税義務者が、実際に国に税金を納める、というものです。

日本の間接税は一般に、個別消費税と呼ばれ、酒税などもそうですが、法でそれぞれの物品を特定しています。物品税法では現在六十八品目を指定して、課税しておりますが、内容は奢侈品、便益品、趣味娯楽品などであると言えます。

この中に遊戯具類という分類があり、それに「ぱちんこ機、スマートボール機、ボウリング用のピン及びボール、コリント並びにスロットマシン」が掲げられております。物品税は遊戯具類全部にかかるのではなく、指定されたものにだけかかることになるわけです。

従って、指定されたものか、その他のものかについて、厳密な解釈が必要となってきます。ところで物品税法は昭和十二年からずっとあって、スロットマシンは当初から課税対象になっておりますが、従来スロットマシンについての解釈を、国税庁ではあまり明確にしていなかった。そのため、メーカーにおいても、また税関においても明確でなく、アンバランスを生じてきておりました。

こういう事情を背景として、税の公正さという観点から、その範囲を明確にする必要が出てきました。しかも最近は、伝統的なスロットマシン以外に多種多様のものが出てきており、その範囲を明確にする必要に迫られておりました。広い意味で言えば、語源的には、コインを入れて作動する機械はすべてスロットマシンになってしまいます。

そこで課税対象としてのスロットマシンはどんなものか、全日本遊園協会の方々とも相談し、昨年八月物品税法基本通達の改正の中で、それをはっきりさせました。なお、改正基本通達は九月一日より実施されましたが、スロットマシンの取扱いの改正については準備期間を設けて、今年四月一日より実施されました。

そのスロットマシンに関する基本通達の定義規定は次のとおりです。

スロットマシンとは、遊戯者の技能が介入しない遊戯具で、メダル又はコインを投入して作動させると絵柄、数字等の種々の組合せができ、その組合せの種類によりメダル若しくはコインが払戻され、又は得点が表示されるものをいうものとして取扱うこと。(注)「遊戯者の技能が介入しない遊戯具」には、自動停止式のもののほか停止装置を有するものも含まれるのであるから留意すること。

これに関連してルーレットがありますが、もともとルーレットは課税物品ではありませんから、スロットマシンと同一視できません。ルーレットとは、数字や絵柄の組合せで当りはずれや得点が決るのではなく、ある一カ所に玉や電光がストップするということだけで、当りはずれや得点が決るような遊戯具類です。

定義によるスロットマシンにあてはまるものは、すべて物品税がかかります。

ただこれは一般論で、個々の機械について疑問があれば、税務署、国税局に相談されれば、課税されるかどうかはわかります。なお、パチンコ機は、雀球機のような形式のものにも物品税がかかっております。

スロットマシンやパチンコ機に対する物品税率は二十パーセントになっており、また免税点は一台（一組）につき六千円となっております。

納税義務者は、国産品の場合、原則として事実上の製造者です。しかし、原材料などを下請けに出して作らせる場合、下請けに出して作らせた者が製造者となり、また下請でまるまる作っても、自分の商標だけをつけさせて作らせた者はやはり製造者となります。こういう点はややこしいですから、事前に税務署などにご相談下さい。

輸入品の場合は、保税地域から引取るさいに課税され、引取り人が納税義務者となります。

二十パーセントの基礎になる金額（課税標準額）はどうかといいますと、国産品の場合は製造者から卸売業者へ移出するさいの価格、すなわち卸売価格が税込価格となり、そこから税金を控除したものが課税標準額となります。これは、通常の卸取引形態を前提にしており、そうでない場合が問題です。製造者と販売業者との関係が、親族関係の場合、親子会社のような特殊資本関係の場合など（このような関係にある販売先を特殊販売機関といいます）では、その取引価格をそのまま、課税標準額の基礎とすることはできず、所定の方法で算定することになっています。これらについても不明な点があればご相談下さい。

なお輸入品の場合は、輸入価格に関税をプラスした価格が課税標準額となります。

従って、取引価格、売買価格などを決定される時、この機械にはいくら物品税がかかるかということを計算して価格を決める。そういう態度が必要です。

課税の時期は製造場から移出した時点で、移出の理由を問いません。届出のある製造場から物理的に出れば、税がかかります。税金はその都度納めるのではなく、一カ月分まとめて申告し、翌々月の末日までに納めなければなりません。

また、こういった物品税の課税対象になる機械の製造者は、「製造開始申告書」を出さねばなりません。移出などに関しても「記帳義務」があります。それらに違反すると、罰則の対象となりますのでご注意下さい。

以上、一般論のみで恐縮ですが、不明な点があればいつでもご相談下さい。

【質疑応答】

—中古のスロットマシンを修理または改造した場合はどうなるか。

原状回復程度の修理行為は新たなスロットマシンの製造に該当しませんので、新たに物品税が課税されることはありません。しかし、中古品でももとのものとちがうものに改造する場合は、改造後のものがスロットマシンに該当する限り新たに物品税が課税されることになります。

—パチンコ式のお菓子の販売機には物品税がかかるか。

かからない。遊びかたがパチンコであろうと、お菓子の販売機となるわけです。

—部品、パーツはどうか。

かかりません。

—技術介入がある場合のスロットマシンはどうか。

技術が介入する機械であるかどうかは、個々の機械により異なりますので、一概には言えません。機械の構造や遊び方を示して税務署などに相談して下さい。

—取引先が普通の卸売業者や特殊販売機関やら多くある場合、課税標準額は何が基準になるのか。

普通の卸売業者に対して販売したものについては、その販売価格そのものが税込価格となり、特殊販売機関へ販売したものについては、特殊販売機関への価格は、いったん度外視して、普通の卸売業者に対する価格をもって課税標準の基準とするなどの方法で算定します。

ゲームコーナー拝見

マシン&マシン

壇上文雄

ある男が「ボクは……」と告白したので、これからの「ボク」は、ある男ということになる。

◎ ◎ ◎

ボクは見知らぬ顔の行き交う巷をさまよっていると奇妙な安心感を覚えるのです。それは神経を安定さす解放感ともいえますかな。

巷は濃雑なほど、この感じがボクには高まるのです。

赤ちょうちんの居酒屋。焼肉のジュウジュウ音をたてるホルモン屋。年中バーゲンをやっている雑貨店。天井に満開の造花を飾った酒蔵。その隣りはパチンコ屋。横丁に入るとストリップ劇場、深夜映画館、バー、ナイトクラブがあります。

角の洋服屋だけはいやに明るく、派手なチエックのスーツを着たブロンソンみたいなマヌカンがいつもいます。

ボクはそいつを横目で見て、パチンコ屋に入ります。

機械と向き合って玉をハジクのですが、玉の騒音が店内に大きくひびけばひびくほど興奮するものです。

パチンコは、あの朱色の唇が左右に開くとこに快感があって、あれが開くと思わずレバーにかける指先にツバをつけることもあります。

ところで、有難くないのが、あの〝軍艦マーチ〟を調子づけに流すことです。あれをきかされると、ボクは上官の命令を受けた兵卒意識に駆り立てられ、何が何でも勝つまではとヤリクルイ、ついには玉砕。

〝愛馬行進曲〟〝父よあなたは強かった〟となると、やめてくれ!と怒鳴りたくなるんです。アパンゲールのボクは、これらの軍歌を心底から嫌悪します。

シャネルの匂いと

巷にはゲームコーナーもあります。

ボクがひとりきりになれたという気分になるのが、ゲームコーナーのマシンに向ったときです。

あれは昼夜を分たぬ洞窟のほの暗さで、メダルを入れる。ハンドルを引く。絵が、数字の7が、横文字のBARが回転します。

ボクは何も考えない、痴呆状態で、メダルを入れ、ハンドルを引きます。

ポトポトとメダルが落ちます。ときには、チャカチャカ、ザ、ザー。でも、ボクには感動も興奮もおこりません。唯々無心に、メダルを入れ、ハンドルを引くのです。

ご存知でしょうから、くわしくはいいませんが、この亜米利加製電気仕掛遊戯機を並べた部屋は概してカビ臭く、なんとなく背徳のにおいを感じさせ、しかも衛生無害、実に気分が落着くのです。

目的意識はなるべく持たないコッてす。

こんなことがありました。あるとき一人の女性をさそって、このゲームコーナーに入りました。

ボクはその女性の時間の意識をマヒさせてやろうという。不逞なコンタンがあって、マシンの洞窟に閉じこめておけば、ということでしたが、どうした弾みか、ボクはルーレットに夢中になってしまい、メダルを手に余るほど稼ぎました。

「どう、こんなに勝ったよ」

と、連れの女性に声をかけました。

「あんたついてるのよ。もっとやんなさい、あたし帰るわ」

彼女はシャネル何番とかの匂いを残して消えてしまいました。

魚の腹の中の陰府

それからです。ボクは旧約聖書のヨナが、エホバの顔を避けて、巷へのがれ、クジラの腹の中で過したように、ひとりでゲームコーナーの椅子に坐るようになりました。

つまり、ヨナ書の「主は、大いなる魚を備えて、ヨナをのませられた。ヨナは三日三夜その腹の中にいた」というところで、それは陰府(よみ)の中だといいます。

ボクは、エホバの顔なんて知りませんが、人間の顔を避け、追っかけてくる軍歌からのがれ、ゲームコーナーにはいりこむということでは、現代のヨナかも知れません。

そして、そこには若者たちがいます。中年女性がいます。一つのしがない生きざまをさらすボクがいます。でもそこは、ほの暗い洞窟であり、燐やリンパ液の光る魚の腹の中であり、陰府なんです。

お互に語りかけることもなく、お互が「ひとり遊び」を繰返し、繰返しやっているんです。

あるとき、ある瞬間、ボクはそうしているボクがボク自身でないことに気付いたのです。

ボクがボクでなく、ボクはマシンなんだ。マシンそのものなんだ。つまり、人間ばなれしたんです。

ついに、ボクはマシンになった。

それは、素晴しい感動でした。

◎ ◎ ◎

ある男は、このような告白をしてから、二度と姿を見せることがなく、今日におよんでいる。男を探すとすれば、男のいった昔のゲームコーナーをシラミつぶしに探すよりほかにテはない。

しかし、男を見つけだし、声をかけたとしても、マシンに向っている男がふりかえるはずはない。男はすでにマシンに向うマシンと化しているのだから。

(だんじょうふみお・放送作家)

底辺

ゲーム機をつかった違法営業が多くなり、また警察当局による取締も厳しくなってきている。今後のことを含めて考えれば、ゲーム機——ことにギャンブリングに用いられる機械——を扱うのが怖くなった、と言う人もいる。それほどまでに将来における展望は、見当らない。

その原因はどこにあるか、などとは考えない。考えたくないからだが、原因ははっきりしている。ゲーム機であれば、ちょっとでも人目を引くものを、そして少しでも客の注意を引くものを、率先して作ることが商売になっており、それが肝心だからだ。その結果、ギャンブリングという道についつい走ってしまうが、これが命とりになってくるわけだ。

正々堂々と商売、つまり営業をして、それが社会に対する責任となり、社会的評価を得るようになるなら、問題は別だ。そのためには、違法営業はおろか、社会的に非難されるようなことは一切してはならず、長い年月にわたって地域社会へ貢献する姿勢を持つ必要がある。

そういうマジメな商売は儲らない、と一般に言われる。たしかにボロ儲けはできない。だが、ボロ儲けの行手には、あとで必らず大きな破滅が、口を開けて待っている。

本紙に対するご意見、ご批判を「ゲームマシン」編集部までお寄せ下さい。

FUJI
HARNESS DELUXE
新発売!!

●長さ：2320%
幅：1920%　全高：2310%
●電気関係：100V／300W／50・60Hz

●外装：レザー張り
●ゲーム人数：1人～10人
●プレイ時間：60～80秒（調整可能）

フジ技術陣、最高メカニックの結晶

○明るく大きなビルボード
○ボデーは最高級のレザー張り
○サービス・ドアで内部が一望
○耐久性抜群の馬と車とトラック
○機械の心臓部はミニ・コンピューター
○照明はナイター用カクテル光線を使用
○運搬や設置に便利なノック・ダウン方式
○客寄せと雰囲気づくりを演出する音響効果
○胸部や車輪は本物のように動く走行システム

お問い合わせ、お申し込みは

総発売元　**フジ・エンタープライズ株式会社**

フジ・エンタープライズ(株)札幌支社	〒062	札幌市豊平区平岸2条3－71	☎(011)821－3313(代)
城南ブロンディ	〒143	東京都大田区池上1－26－12	☎(03)753－4351(代)
株式会社エース工機	〒577	東大阪市高井田本通3－6－12	☎(06)781－7052(代)
動産実業	〒020	盛岡市仙北町下野30	☎(0196)35－5626(代)
株式会社山信	〒150	東京都渋谷区神南1－10－16(東亜ビル)	☎(03)463－2500(代)
第一レジャー精機株式会社	〒158	東京都世田谷区瀬田1－20－19	☎(03)709－0888(代)
バイタル商事株式会社	〒986－61	宮城県古川市福沼字富沼1-2	☎(02292)3－6711(代)
株式会社ガルフ	〒942	新潟県上越市大字藤巻865	☎(0255)23－6701(代)